

みなし通所(介護予防・介護給付)リハビリテーション事業運営規程

『 医療法人 全心会 伊豆慶友病院 』

(事業の目的)

第1条 医療法人 全心会が設置する医療法人 全心会 伊豆慶友病院（以下「事業所」という。）において実施するみなし通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、介護職員（以下「みなし通所リハビリテーション従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切なみなし通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 みなし通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 みなし通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
 - 6 前5項のほか、みなし通所リハビリテーションにおいては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 全心会 伊豆慶友病院
- (2) 所在地 静岡県伊豆市月ヶ瀬380-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
(3時間以上4時間未満 午前・午後 各1名)
(7時間以上8時間未満 1名)
- (3) 介護職員 5名

(4) 看護職員 1名

通所リハビリテーション従事者は、みなし通所リハビリテーションの業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月～土曜日 (日、12/30～1/3を除く)

(2) 営業時間 9:00-17:00

(3) 提供時間

(3時間以上4時間未満)

午前: 9時00分から12時10分

午後: 13:10分から16時20分

(7時間以上8時間未満)

9時00分から16時20分

(みなし通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

(午前) 定員10名 (3-4時間) (月～土曜日)

(午後) 定員10名 (3-4時間) (月～土曜日)

定員30名 (7-8時間) (月～土曜日)

(みなし通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

① 機能訓練 ② 健康チェック ③ 送迎 ④ リハビリマネジメント (介護給付)

⑤ 運動器機能向上 (介護予防) ⑥ 口腔機能向上 ⑦ 栄養アセスメントおよび改善 ⑧ 入浴

⑨ 昼食、おやつ (3-4時間、7-8時間)

(みなし通所リハビリテーションの利用料等)

第8条 みなし通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)」によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行うみなし通所リハビリテーションの送迎を行った場合は、片道500円とする。

3 その他、みなし通所リハビリテーションにおいて提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。

5 みなし通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しないみなし通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したみなし通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域及び送迎範囲は天城湯ヶ島地区・修善寺地区を中心とした伊豆市内とし、その他の地区については応相談とする。

(衛生管理等)

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 みなし通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 利用者に対するみなし通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対するみなし通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 みなし通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したみなし通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供したみなし通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止等)

第16条 1 事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に対する人権の擁護や虐待防止に関する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族等からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止に関する責任者の選任、その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所の職員は利用者に対して次の行為を行わない

- (1) 利用者に暴力を加える事
- (2) 利用者を衰弱させるような著しく少ない量の食事を提供する事や長時間放置するなど、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠るような行為
- (3) 利用者に対する暴言や著しく拒否的な対応をするなど、利用者に著しい心理的外傷を生じさせるような言動を行うこと
- (4) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- (5) 利用者の財産を不当に処分するなど、当該利用者から不当に経済的な利益を得るような行為

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、みなしリハビリテーションに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人全心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。